

第27号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和4年5月23日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

府中市長 高野 律 雄

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

府中市都市計画税条例（昭和31年6月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

付則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第8項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

付則第18項中「付則第9項」を「付則第8項、第9項」に改める。

付則第19項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第34項、第35項、第37項若しくは第39項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第33項、第34項若しくは第36項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の府中市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。